

常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

令和5年8月
常総市

目 次

1	目的	3
2	委託業務概要	3
3	提案限度額	4
4	募集に関する事項等	4
5	応募条件	5
6	募集要項等の配布	7
7	参加申込み手続き及び参加資格審査結果	7
8	質問及び回答	8
9	説明会について	9
10	提案書等の提出	9
11	提案書等の書類審査	11
12	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	11
13	プレゼンテーション及びヒアリングの審査方法等	12
14	審査結果の通知	13
15	契約	13
16	業務仕様	14
17	審査委員会の設置	14
18	その他留意事項	14
19	問合せ先及び担当	15

1 目 的

この募集要項は、常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、お客様サービス等の一層の向上及び業務の効率化・合理的な運営を可能とする、優れた技術やノウハウを有する民間事業者からの提案、実績、意欲及び能力等を総合的に評価することで、当該業務に最も適した事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要となる手続き等について定めるものである。

なお、本募集要項に併せて配布する資料等については、本募集要項と一体のものとし、これら全てを併せて、以下「募集要項等」という。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託

※業務詳細については、常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託仕様書を参照すること。

(2) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 主な委託業務

- ア 検針及び上下水道使用料金（以下「料金」という。）調定業務
- イ 開閉栓業務
- ウ 料金収納・消し込み業務
- エ 分担金及び手数料（以下「分担金等」という。）の収納業務
- オ その他検針及び収納・消し込みに付随する業務
- カ 量水器交換業務
- キ 給水装置工事申請受付・審査及び検査業務
- ク 上下水道に関する広報業務
- ケ 窓口及び電話受付業務
- コ 滞納整理業務
- サ 給水停止業務
- シ 漏水認定・減免申請受付業務
- ス 電算処理等に関する業務
- セ 契約終了時の事務引継業務
- ソ 前各号に掲げる業務に付帯する業務

(4) 業務執行場所

常総市水道課内に事務所を置き、常総市給水区域の範囲内とする。

(5) 業務研修期間

契約締結日から業務委託開始日までの期間は業務研修期間とし、従業員、検針員の確保、指揮命令系統の確立及び電算処理等の確認を行うものとする。なお、当該研修期間に関する経費は、受託

者の負担とする。

3 提案限度額

(1) 本件委託業務に係る提案見積金額の上限額

本業務に関する費用は、375,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以内とする。

【内訳】年度別委託料の上限額

年 度	金 額
令和6年度	75,000,000円
令和7年度	75,000,000円
令和8年度	75,000,000円
令和9年度	75,000,000円
令和10年度	75,000,000円
予算限度額	375,000,000円

※注意点

ただし、この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。

(2) 提案見積金額

提案見積金額は、本件業務委託全体の5年間に要する費用を積算して提出すること。提案見積金額は別に定める提案見積書に明記して提出すること。

提案見積書は5年間の総額(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)を記入すること。また、積算内訳書も添付すること。

(3) 契約保証金

受託者が、常総市契約規則(平成17年水海道市規則第30号)第27条ただし書き各号に該当するときは、契約保証金を免除する。

4 募集に関する事項等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザルの日程

項目	期限等
① 公募の開始	令和5年8月28日(月)
② 募集要項等の配布	令和5年8月28日(月)～令和5年9月11日(月)
③ 参加意思表明書等の提出期間	令和5年8月28日(月)～令和5年9月11日(月)
④ 参加資格審査の結果通知	令和5年10月10日(火)

⑤ 業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に係る質問書の提出期間	令和5年10月12日（木）～令和5年10月19日（木）
⑥ 質問書の回答日	令和5年10月24日（火）
⑦ 提案書等又は辞退届の提出期間	令和5年10月27日（金）～令和5年11月6日（月）
⑧ 提案書等審査結果及びプレゼンテーション日程通知	令和5年11月13日（月）～令和5年11月17日（金）
⑨ 提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和5年11月20日（月）～令和5年11月22日（水） （予定）
⑩ 選定結果の通知	令和5年11月24日（金）～令和5年11月27日（月） （予定）
⑪ 契約内容に関する詳細打合せ	令和5年11月下旬～令和6年1月上旬
⑫ 契約締結	令和6年1月中旬
⑬ 受託者研修	令和6年1月中旬～令和6年3月29日（金）
⑭ 業務開始	令和6年4月1日（月）

※ 注意点

ア 上記スケジュールは、現時点での予定であり、日程を変更する場合がある。

イ 提案書等の作成に係る質問書は電子メールのみでの受付とする。

ウ 詳細及び様式は、常総市ホームページを参照すること。

5 応募条件

(1) 応募者

「常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）」に基づき、応募できる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

ア 応募者は、常総市へ令和5年・令和6年入札参加資格者名簿に登録が完了していること。

イ 応募者は、公共料金等徴収業務を過去に3年以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できること。

ウ 応募者は、常時雇用関係があり、かつ公共料金等徴収業務について2年以上業務責任者として実務経験を有する者又は3年以上責任者代理として実務経験を有する者を業務責任者として専任で配置できること。

エ 自社にて給水装置工事申請受付及び検査業務を3年以上受託している実績があること。

オ 自社で検定満期量水器交換等の業務受託実績があること。（自社施工ができること。）

カ 個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 応募資格の制限

候補者の選定に参加する者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる資格要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- ア 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けたものであること。
- ウ 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 前3号に掲げるもののほか、業務等の目的、内容等に応じ、常総市建設工事等指名業者選考委員会規程（昭和55年水海道市訓令甲第4号）第1条に規定する常総市建設工事等指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が定める資格要件。

(4) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、プロポーザルにより選定された候補者の提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、申請書類は、常総市情報公開条例（平成13年水海道市条例第17号）第24条に定める公文書にあたり、情報公開の対象となる。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

キ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

6 募集要項等の配布

募集要項等の配布については、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和5年8月28日（月）から令和5年9月11日（月）まで

(2) 配布方法

市ホームページからのダウンロードによるものとする。

(3) 配布資料

- ア 常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）
- イ 常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託仕様書
- ウ 下水道使用料検針業務委託特記仕様書
- エ 参加意思表明書（様式第1号）
- オ 会社概要等整理表（様式第2号）
- カ 受注実績等整理表（様式第3号）
- キ 質問書（様式第4号）
- ク 誓約書

7 参加申込み手続き及び参加資格審査結果

参加申込み手続き及び参加資格審査結果については、次のとおりとする。

(1) 申込み期間

令和5年8月28日（月）午前8時30分から令和5年9月11日（月）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 申込み先

常総市役所 都市建設部 水道課 業務係
（所在地 茨城県常総市中山町1145-1 相野谷浄水場）

(3) 申込み方法

持参又は郵送等により、提出期限までに必着のこと。郵送等の場合は、配達確認ができるものであること。（電子媒体、FAXでの提出は不可。）

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げない。

- ア 参加意思表明書（様式第1号）
- イ 会社概要等整理表（様式第2号）
※事業内容及び会社沿革については、パンフレット等に代えることは差し支えない。
- ウ 受注実績等整理表（様式第3号）
- エ 受注実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類
- オ 誓約書

- カ 直近2ヵ年の各会計年度における決算関係書類（損益計算書及び貸借対照表）
- キ 労働条件関係書類（労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できる書類）
 - ・就業規則
 - ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
- ク 賠償保険加入状況（不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況を確認できる書類）
 - ・保険証書の写し等
- ケ 水道関連有資格者数及び種類が確認できる書類
- コ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び市町村民税に滞納がないことの証明書（最新の事業年度1年度分について、参加申し込み日の3か月以内の証明日のものに限る）

営業所等の種類	国税	都道府県税	市町村民税
主たる営業所 (本社等)	○ (様式その3の3)	法人事業税の 未納がない(完納)証明	法人市町村民税の 未納がない(完納)証明
本業務を主管する営業所等 (主たる営業所が主管する 場合は不要)	—	法人事業税の 未納がない(完納)証明	法人市町村民税の 未納がない(完納)証明

(5) 参加資格審査結果通知日

令和5年10月10日(火)

(6) 参加資格審査結果通知方法

郵送とする。

(7) その他

担当部局により経営状況及び業務実績等による事前審査を行い、応募書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が4者未満の場合は参加資格通過とする。なお、応募者が4者以上の場合は、審査委員会において応募書類等の内容について審査し、優位な3者を参加資格者として選定する。

8 質問及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和5年10月12日(木)午前8時30分から令和5年10月19日(木)午後5時まで。

(2) 受付方法

質問書(様式第4号)に質問事項を記載し、電子メールにより提出すること。

電子メール: suidougyomu@city.joso.lg.jp

(3) 回答日

令和5年10月24日(火)

(4) 回答方法

提出された質問を取りまとめて、全ての参加資格者に対して、ファックス又は電子メールにより

回答することとし、電話又は口頭による個別対応は行わない。

9 説明会について

本プロポーザルに係る説明会は行わない。

10 提案書等の提出

参加資格者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等または辞退届（様式第19号）を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期間

令和5年10月27日（金）午前8時30分から令和5年11月6日（月）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出場所

常総市役所 都市建設部 水道課 業務係

（所在地 茨城県常総市中山町1145-1 相野谷浄水場）

(3) 提出方法

持参又は郵送等により、提出期限までに必着のこと。郵送等の場合は、配達確認ができるものであること。（電子媒体、FAXでの提出は不可。）

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げない。

- ア プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）
- イ 業務提案書（様式第10号含む）代表者印を押印
- ウ 提案見積書（様式第18号）
- エ 積算内訳書

(5) 提出部数

- ア プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）
1部（参加人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとする。）
- イ 業務提案書（様式第10号を含む）
正本1部 副本（審査用）9部
- ウ 提案見積書（様式第18号）
1部
- エ 積算内訳書
1部

(6) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿い、作成すること。

- ア 会社概要及び財務状況

- イ 同種業務受託実績
- ウ 業務体制及び業務執行計画
- エ 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
- オ 検針及び料金調定業務に対する考え方
- カ 開閉栓業務に対する考え方
- キ 料金収納・消し込み業務に対する考え方
- ク 滞納整理に対する考え方
- ケ 分担金等収納業務に対する考え方
- コ その他検針及び収納・消し込みに付随する業務に対する考え方
- サ 量水器交換業務に対する考え方
- シ 給水装置工事申請受付・審査及び検査業務に対する考え方
- ス 上下水道に対する広報業務に対する考え方
- セ 窓口及び電話受付業務に対する考え方
- ソ 課題解決，問題解決に対する考え方
- タ 研修体制に対する考え方
- チ コンプライアンスに対する考え方
- ツ 個人情報保護に対する考え方
- テ 防災，災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- ト その他の業務提案

(7) 業務提案書の作成型態

- ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第10号）を使用し，参加事業者名（正本にのみ記載すること。）提出日付，業務提案書ごとの通し番号を記入の上，頁の最初に目次を付け，各頁に番号を記入し，提出部数ごとに綴り提出すること。
- イ 提案書等の作成にあたっては，使用言語は日本語，通貨は日本国通貨及び単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし，日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。このほか，提案書，添付書類及び見積書における文字の種類，体裁，配色等は，任意とする。
- ウ 業務提案書は30ページ以内にまとめること。
- エ 各提案書類（副本）には，会社名，住所，氏名，ロゴマーク等，応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- オ 業務提案書の内容に金額を記載してはならない。
- カ 業務提案書の書式は指定するもの以外は自由とする。
- キ 提案内容は，考え方を見やすく簡潔に記載すること。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第18号）には，総額及び各年度の見積金額を記載し，各年度の積算内訳書を添付すること。

(9) その他

提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。また、第13項に定める優先交渉権者及び次順候補者が提出した提案書等の返却は行わない。

1.1 提案書等の書類審査

提案書等が以下の選定基準を満たさないときは、参加資格者はその資格を失い、プレゼンテーション及びヒアリングを行うことができない。

(1) 選定基準

- ア 「1.0 提案書等の提出」の「(6) 業務提案書の内容」について十分に網羅し、指定した規格を満たしていること。
- イ 各々の項目を達成するための考え方等について、十分な実績に基づいた確実な作業体系及び手法が裏付けとしてあり、将来的なさらなる効率化等を見通しているものであること。
- ウ 見積金額が要件を満たしていること。

(2) 書類審査結果通知日

令和5年11月13日(月)～令和5年11月17日(金)

(3) 書類審査結果通知方法

郵送とする。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加資格者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和5年11月20日(月)～令和5年11月22日(水)の間【予定】(詳細については、別途通知する。)

(2) 実施場所

常総市役所 本庁舎 3階会議室【予定】

(3) 実施時間

プレゼンテーションは各30分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行う。

(4) 実施方法

自由形式とし、希望する参加資格者は電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器(プロジェクター・スクリーン等)は、参加資格者において用意すること。なお、参加資格者を特定できるものは除くこと。

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

- イ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
 - ウ 提案書提出時に添付していない資料等を、新たに提出することは認めない。
 - エ 出席者は、プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）に記載された者とし、提案書等の内容を熟知しておくこと。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
 - オ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- ※参加資格者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの審査方法等

審査委員会は以下の評価基準について、公正かつ厳正に審査を実施し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、総合得点の最も高い参加資格者を、常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託契約の優先交渉権者として選定する。併せて、優先交渉権者の次に総合得点が高い参加資格者を次順候補者として選定する。

審査基準は下表のとおりとし、1審査員あたりの持ち点は最高で300点とする。

なお、審査結果における合格基準は、審査員の総合計得点の7割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、優先交渉権者等の選定を行わないものとする。

提案項目	提案内容	配点
会社概要及び経営状況	会社概要	55点
	財務状況	
	業務受託実績	
	コンプライアンス	
業務執行計画	研修体制	50点
	組織体制及び人員	
	業務執行計画	
	個人情報保護	
検針・収納業務の執行に関する計画	検針，料金調定及び付随する業務	55点
	開閉栓業務	
	料金収納，消し込み，分担金等収納	
	滞納整理	
個別事項の業務の執行に関する計画	量水器交換	50点
	給水装置工事申請受付及び検査	
	広報業務	
	窓口及び電話対応	
	サービスの向上	
	その他の業務提案	

信頼性提案	緊急時の対応	35点
	緊急時・災害時の支援体制	
	過失に対する対応	
プレゼン内容	取り組み意欲	20点
	総合力	
経済的要素提案	見積金額	35点
	見積金額の内容	
合 計		300点

※ 採点方法

上記の審査基準に基づき、参加事業者及び審査項目ごとに採点する。ただし、1項目あたり5～25点とし、次の基準により配点する。

評 価	5点の項目	10点の項目	15点の項目	20点の項目	25点の項目
特に優れている	5点	9点又は10点	14点～15点	17点～20点	21点～25点
優れている	4点	7点又は8点	11点～13点	13点～16点	16点～20点
普通	3点	5点又は6点	7点～10点	9点～12点	11点～15点
やや劣る	2点	3点又は4点	4点～6点	5点～8点	6点～10点
劣る	1点	1点又は2点	1点～3点	1点～4点	1点～5点

14 審査結果の通知

市長は、審査委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次順候補者を決定する。

(1) 審査結果の通知日

令和5年11月24日（金）～令和5年11月27日（月）【予定】

(2) 選定結果の通知

ア プレゼンテーション及びヒアリングを行った参加資格者に、プロポーザル選定結果通知書により審査結果を通知する。

イ 通知する審査結果は、参加資格者の総合得点及び自身の順位とする。

ウ 審査結果について、審査内容及び他の参加事業者に関する説明は行わない。

15 契約

優先交渉権者は、プレゼンテーション、ヒアリング及び提案書等に基づき、市と業務委託において遂行すべき業務内容等について協議する。また、市と受託者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、方法、時期等について明らかにするものとする。

(1) 契約の締結

上記の協議が整ったときは、市と優先交渉権者は業務委託契約を締結する。

(2) 次順候補者との協議

優先交渉権者との協議が整わず契約締結に至らなかったときは優先交渉権者を失格とし、次順候補者と協議を行うものとする。この場合、本項の本文及び第1号の「優先交渉権者」を「次順候補者」に読み替えて適用する。

16 業務仕様

別紙「常総市上下水道料金等検針・収納等業務委託仕様書」参照

17 審査委員会の設置

本プロポーザルに係る応募者の参加資格、提案書及びプレゼンテーション等による優先交渉権者等の選定は、審査委員会を設置し、その審査により選定する。なお、審査委員会の構成、委員の職及び氏名は、原則として非公開とする。

18 その他留意事項

(1) 必要経費の負担

書類作成、提出に係る費用等の必要な経費は全て応募者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルを停止し、あるいは取りやめることがあるが、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 辞退の取扱い

参加意思表明書等の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第19号）により、事務局宛てに提出すること。

(3) 契約内容

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(4) 企画及び提案に瑕疵がある場合

本プロポーザルにおいて、参加者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。参加者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取消す場合もある。

(5) 各関係法令等の順守

この要項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、常総市契約規則等関係法令等の定めるところによる。

参加者は、プロポーザルの参加により、各関係法令等及び本募集要項を遵守することを誓約するものとみなす。

参加者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

(6) 情報公開

常総市情報公開条例とその関連規則及び内規に従い公開するものとする。ただし、参加者に対し、文書で公開することで不利益が発生するような情報については、公開しないことができる。

19 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

住 所 : 〒303-0001

茨城県常総市中山町1145-1

常総市役所 都市建設部 水道課 業務係

TEL : 0297-23-1881

FAX : 0297-23-1886

電子メール : suidogyomu@city.joso.lg.jp